

当事者の表示

京都府山科区西野山射庭ノ上町二九四番地の一

原告・反訴被告 株式会社 餃子の王将チエーン

右代表者代表取締役 加藤 朝雄

右訴訟代理人弁護士 田中寿秋

大阪市都島区東野田町三丁目一一番七号

被告 大阪王将チエーン 株式会社

右代表者代表取締役 中村謙二

大阪府枚方市春日北町一丁目一〇番一号

被告・反訴原告 大阪王将食品 株式会社

右代表者代表取締役

右訴訟代理人弁護士

文野直樹

ほか

裁判所

昭和五八年(フ)第七八三号

請求の趣旨

被告は「大阪王将チエーン株式会社」の商号を使用してはならぬ

被告はその販売にかかる食品の容器、包装および広告に「王将」、「大阪王将」および「大阪王将チエーン」の表示を使用し、またはこれを使用した食品を販売してはならない

被告は被告所有の食品の容器および包装から右表示を抹消せよ

訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

請求の原因

第一、原告会社の概要

一、原告会社は大略、次の経過を経て現在に至つてゐる。

(1) 原告会社の代表者加藤朝雄（以下、単に代表者といふ）

は昭和一七年九州福岡県飯塚市から青雲の志を抱いて関西方面へ出てきて、コック、新炭商、貸ビル業などを経て昭和四二年一二月京都市四条大宮に中華料理店「王将」第一号店を開店した。

(2) 代表者は「王将」第一号店の業績が安定した翌昭和四三年、日本人にとって最もポピュラーな中華料理をおいしく、安く、早く提供することをモットーとして餃子という商品を中心とした中華料理店のチエーン店化構想を打出し、翌昭和四四年には「王将」第二号店を開店した。

(3) 代表者は創業時より広告宣伝に力を入れ、「王将」第二号店開店にさいしては「餃子一人前を召し上がるがればお客様は無料」というサービスを始め、世間の注目を集め、

昭和四八年には「一万人無料試食券プレゼント」キャンペーントを実施して爆発的好評を得、翌昭和四九年からは無料試食券の配布により一段と知名度も向上し、来客に著しい効果をあげた。

(4) 代表者は創業当初より「王将」店のチエーン店化を志向して店舗拡大に努め、昭和四七年にはいわゆるフランチャイズ方式を導入して第一号店を開店し、以後「王将」の店舗は増加の一途をたどつた。

二、原告会社の設立

(1) 代表者の前記事業をさらに拡大するため昭和四九年七月原告会社を設立し、以後原告会社が右事業を引き継ぐことになつた。なお設立時の原告会社の商号は株式会社王将チエーンであり資本金五〇〇萬円であつた。原告会社が現商号になつたのは昭和五五年七月である。

(2) 原告会社は昭和五一年テレビCMを開始するとともに年間総売上予算の三パーセントを宣伝広告予算にあてゝ、



原告会社の知名度を著しく向上させた。一方、昭和五年から「王将」店の全国チェーン化に着手して東京地区へ進出し、翌昭和五年には名古屋地区に、昭和五年には九州地区に進出し、現在、関東、中部、近畿、中国、九州などに店舗を設け、さらに全国制覇を目指して邁進している。

(イ) 原告会社は、現在資本金四〇〇〇万円、従業員数六四〇名（男六一〇名、女三〇名）、売上高一六四億円（昭和五七年度）、工場三ヶ所、店舗数二五四店（関西地区一九一、中部地区一五、関東地区二八、九州地区一八、中國地区二）であり、「日本流通新聞」が行なつた昭和五七年度の「日本の飲食業ランキング調査において原告会社は第三六位、前年度比売上高伸び率は二三・九パーセントで第一二位である。原告会社は中華料理チエーンとしては文字通りナンバーワンで日本最大であり、また、成長途上の企業である。原告会社には訴外王将食品株式

会社、同株式会社王将董事、同株式会社B.P.Aシステム餃子館などの系列会社が存する。

第二、原告会社の表示および周知性

一、原告会社の表示

(ア) 代表者は創業時から「王将」を営業表示として使用し、前記のとおり原告会社の設立にさいしては「王将」を商号に使用して株式会社王将チエーンとし、その後、昭和五五年七月には現商号株式会社餃子の王将チエーンとして「王将」なる表示を営業表示として使用してきた。

(イ) 原告会社は商号からも明らかとおり「餃子」を~~核~~商品に設定して製造販売した最初の業者であり、そのためには餃子の味に工夫をこらすとともに前記のごとく強力なPR活動をした。

二、原告会社の周知性

(ア) 原告会社は「安く、うまく、早く」をモットーに、従来の外食業界の常識を破るような低廉な価格で多種な中



華料理を大衆が求める味で提供したため、たちまちのうちに人口に膾歎され、また業界紙などいわゆるマスコミに紹介され、他方、原告会社も前記のごとくテレビCMを始め、無料試食券の配布などにより強力に廣告宣伝をした結果、さらには「王将」店の店舗数の増加とあいまつて飛躍的に顧客層が増加するとともに「王将」の営業表示は急速に知名度が向上した。原告会社は現在では年間約三億円を宣伝費にあてている。その結果「王将」の表示は原告会社の営業表示としてわが国において広く認識されている。

(イ) 前記のごとく原告会社の中心商品は「餃子」であり、その餃子の獨得の風味から「餃子」の王将として有名であり、餃子と言えば王将、王将と言えば餃子というように、餃子という言葉は王将の表示とあいまつて原告会社の営業表示の一部をなしているものである。原告会社が昭和五五年七月に現商号に変更したのはこのような理由によるものである。

(ロ) 前記のごとく原告会社の系列会社の商号も「王将」又は「餃子」で表示されている。

四 原告会社は大阪市近隣において「王将チエーン」を商号登記するとともに商標として登録することを準備中である。

第三、被告の表示およびその使用態様

一、被告は昭和五二年八月二日肩書地を本店として中華料理店の経営を目的として設立されたものであるが、その商号を用いて、又は「王将」「大阪王将」「大阪王将チエーン」の表示を用いて中華料理店を経営し、又は、「王将」「大阪王将」「大阪王将チエーン」の表示を用いていわゆるフランチャイズ方式により従業員などに中華料理店を経営せしめ、いすれも餃子を主力商品とする中華料理食品を販売し、店舗は勿論のこと看板およびチラシによる宣伝に右表示を使用している。

二、さらに被告は右中華料理店舗で右表示を付した餃子を始めとする中華料理食品の容器および包装を使用し、これを所有占有している。

第四、表示の類似性および商品、営業活動の混同

一、原告会社の商号と被告の商号とはその要部である「王将チエーン」の部分は文字および呼称が同一であるに止まらず、その書体まで酷似している。

二、その結果被告が「王将」「大阪王将」「大阪王将チエーン」の表示を用いて中華料理店を経営し、あるいは従業員などをして経営せしめているのは原告会社の営業活動と混同され、また、被告の店舗で販売されている商品、ことに餃子は原告会社の商品と混同されている。

第五 営業上の利益を阻害される懸念

(1) 原告会社は関西地区を主たる基盤として発展した会社であるが、被告は主として大阪地区で営業しているため、殊にこれらの地区において原告会社の営業活動および商品は被告の営業活動および商品と混同されている。

(2) のみならず、原告会社の強力な広告宣伝の効果は、何らの伝活動をしていない被告の広告宣伝と混同されて集中的に原告に帰属せず分散され稀薄化されて、商品ないし営業表示の最も

重要な機能である宣伝的機能が著しく減殺され、これがため投下資本の正常な回収が阻害されている。

(3) 原告会社の商号は著名表示の唯一性を有し無形の資産として高い価値を有するところ、被告の前記行為により原告が當々として築き維持してきた右表示の唯一性はたちまちにして否定され、その評価および名声は崩壊の危機にさらされている。

(4) 前記のごとく原告会社は広告宣伝活動として顧客に無料試食券を配布しているが、被告も原告会社に追従して無料券を配布しているため、顧客が誤つて被告が配布した無料券を原告会社の店舗に持参して飲食したりするトラブルが多発発生し、原告会社はその対策に苦慮している状態である。

(5) 被告の商品は粗悪品であり、ことに餃子の味は特有の風味がなくそのため原告会社の信用が毀損されるおそれがある。原告会社に配達されるべき運送品が誤つて被告に配達されたり、また、逆に被告に配達されるべき運送品が誤つて原告会社に配達されたり、さらには被告が支払うべき代金を一度なら

第六 結論

ず誤つてその支払請求をうけ現実に財産上の損失を喰る危険にさらされている。これらトラブルはことに大阪地区のフランチャイズ店でたびたび発生している。

よつて原告会社は被告に対し請求の旨記載のとおり、第一項二一柔一項または不正競争防止法第一柔一項二号にもとづき商号使用禁止を、また不正競争防止法第一柔一項一号または二号にもとづき不正競争行為の差止及びその予防に必要な行為を請求するため本訴に及んだものである。



昭和十九年(フ)第二三六号



請求の趣旨

被告はその販売にかかる食品の容器、包装および広告にて
王将一、「大阪王将」および「大阪王将チエーン」の表示を
使用し、またはこれを使用した食品を販売してはならない

せよ

被告は被告所有の食品の容器および包装から右表示を抹消
との判決を求める。

反訴 詛問 求 の 項

反訴被告はその販売にかかる食品の容器、包装および広告に「王将」、「餃子の王将」の表示を大阪府内において使用し、またはこれを使用した食品を販売してはならない。

反訴被告は大阪府内に存在する前項の食品の容器および包装から右の表示を抹消せよ。

詐問 求 の 原 因

(一) 反訴原告の代表取締役文野新造は、昭和四拾四年八月から反訴被告の代表者加藤朝雄の従業員となつた。当時同加藤朝雄は、京都市四条大宮で中華料理店「王将」を経営していた。

(二) 同四拾四年八月末日、同文野新造は、同加藤朝雄から独立し、次の通りの契約を締結した。

(1) 同文野新造は、大阪で個人で中華料理店を開くこと。

(2) 餃子の材料は同加藤朝雄から購入すること。

(3) 照合として「王将」を用いること。

(三) そこで、同文野新造は、同年九月拾五日に大阪市都島区東野田町七丁目百拾八番地で中華料理店「王将京橋店」を開業し、(一)の契約通り営業していく。

(四) 同文野新造は、同四拾六年壹月貳拾貳日に、同加藤朝雄との間に次の契約を締結した。

(1) 同文野新造は、同加藤朝雄の商号を使用することが出来る。

(2) 同加藤朝雄は、同文野新造の希望によつて、指導および原材料を供給する。

(3) 同文野新造は、同加藤朝雄に対して金壹百萬円を支払うこと。

(4) 同加藤朝雄は、同文野新造が工場を建築し、製品の製

造販売をし、店舗の増設等を行っても何等の異議も言わ
ない。

(五)、同月頃、同加藤朝雄と同文野新造との間に「王将」につ
いて、「京都」(府)は同加藤朝雄が、「大阪」(府)は
同文野新造が使用することの契約が成立した。

二、(一)、同文野新造は、最初は前項(三)の通り個人として「王
将」を経営していたが昭和五拾弐年八月弐日に反訴原告を
設立し(右訴外人の権利義務関係をすべて承継した)、現
在フランチャイザーとしてその直営店およびフランチャイ
ジーを含めて合計百拾四店を有し、年商約參拾億円である。
(二)、反訴原告およびそのフランチャイジーは、それぞれ宣伝
および販売活動に務め、反訴被告が大阪に店舗を設け始め
た頃には反訴原告およびそのフランチャイジーが用いる
「王将」の商号又は営業表示は、反訴原告およびそのフラン
チャイジーの商号又は営業表示として周知著名のもので
あった。

三、反訴被告は、第壹項の特約に違反し、且つ、大阪において、反訴
原告又はそのフランチャイジーが「王将」の商号又は営業表示のも
とに築いた信用を利用し、一般消費者が反訴原告とそのフランチャ
イジーの中華料理店とを混同して反訴被告の店舗で餃子等を購入す
ることを期待して、反訴原告およびそのフランチャイジーの店舗の
近くに反訴被告の店舗を購入し又は賃借して開店して來た。
四、右の結果、反訴原告およびそのフランチャイジーの店舗と反訴被
告の店舗の間に混同を生じており、右の結果、反訴原告およびその
フランチャイジーはその営業上の利益を害せられている。